

変更届出への標準添付書類

田原本町

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	小規模多機能型居宅介護（予防）	認知症対応型共同生活介護（予防）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	居宅介護支援/介護予防支援
事業所（施設）の名称	－	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○
事業所（施設）の所在地	－	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○
申請者の名称	・登記事項証明書 ・誓約書（標準様式6 ※1）	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○
主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・誓約書（標準様式6 ※1） ・（必要に応じて）資格証および修了証の写し	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○
法人等の種類	－		－	－	－	－	－
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書（標準様式6 ※1） ・（必要に応じて）資格証および修了証の写し	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○ ※3	○ ※3	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・登記事項証明書又は条例等	役員変更は提出不要	○	○	○	○	○
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（標準様式3、4 ※1） ・写真		○	○	－	－	－
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴（標準様式2 ※1） ・（必要に応じて）資格証および修了証の写し ・指定居宅介護支援で、諸事情で主任介護支援専門員でない者が管理者となる場合は、管理者確保のための計画書 ※2	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○ ※4	○ ※4	○	○	○
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数／入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1 ※1) ・（必要に応じて）人員基準に定まっている資格等を確認できる資格証および修了証の写し	・従業者の人数が変わる場合は、運営規程が変わる可能性がある。なお、運営規程には、○人以上という記載方法で可。	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程	・変更箇所を、変更届へ明記すること。 (新旧対象表の添付でも可)					
協力医療機関・協力歯科医療機関	・左記の変更内容がわかるもの	・変更届へ明記していただくことも可。	○	○	－	－	－
事業所の種別	－		－	－	－	－	－
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	・左記の変更内容がわかるもの		○	○	－	－	－
本体施設、本体施設との移動経路等	・左記の変更内容がわかるもの		－	－	－	－	－
併設施設の状況等	・左記の変更内容がわかるもの		－	－	－	－	－
連携する訪問看護を行う事業所の名称	－		－	－	○	－	－
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	－		－	－	○	－	－
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（標準様式7 ※1） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1 ※1) ・資格証および修了証の写し	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。 人数が変更になることにより、運営規程が変わる可能性がある場合は、運営規程も変更のうえご提出ください。 勤務形態(常勤・非常勤)のみが変更となる場合もこの項目を使用ください。	○ ※5	○ ※6	－	－	○

※1 標準様式については厚労省のHP(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>)をご参照下さい。

※2 計画書については、田原本町HP『介護保険サービス事業所の各種申請の電子申請について』⇒『各種様式』⇒『新規・更新・変更届に関して』をご参照ください。

※3 認知症対応型サービス事業開設者研修の修了証が必要です。

※4 認知症対応型サービス事業管理者研修の修了証が必要です。

※5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了証が必要です。

※6 認知症介護実践者研修もしくは痴呆介護実務者研修基礎課程の修了証が必要です。